	第28回　定例総会議事録
1．日　時	令和2年７月10日（金）午後3時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎9階　901会議室
3．出席委員 13名	1番　朝耒野　清　2番　和田　清秀　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範 7番　脇　文夫　8番　加藤　隆生　9番　阿部　清 10番　釘宮　修一　11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一 13番　平山　孝行
４．欠席委員 1名	14番　福崎　智幸
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第28回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第28回定例総会を開催いたします。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第26回定例総会から、14名の農業委員のうち過半の8名に出席いただくこととしていましたが、今回の定例総会から従来通り14名全員に出席をお願いしております。なお、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策を引き続き講じてまいりますので、よろしくお願いいたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名で、農業委員会に関する法律第２７

	条第３項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員に5番の長尾委員と8番の加藤委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番と5ページ　農地法第3条許可処分の取消願　1番は関連がありますので、まず5ページ　取消願について事務局から説明してください。
事務局	土地の表示、申請者については議案の通りです。平成30年11月2日の総会で許可した案件で贈与による所有権移転でしたが、譲受人の本業が忙しくなり耕作ができなくなったということで、今回、譲渡人・譲受人双方からの要望で、取消願の申請となっています。 地区審議会で審議していただいたところ、取消相当であるとのご意見を頂いております。
議長	続いて1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、七瀬川自然公園グラウンドより東に約300mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各1台所有、田植機を1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は、1号議案の3条許可処分取消願の面積と併せて約109a となります。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の2ページ　1番は、12ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　2番と関連がありますので、まず、2ページ　1番について大南地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より西に約500mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキ、イチジクを栽培予定である。農機具は草刈機を2台、管理機を1台所有し、トラクターを1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約39aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	続きまして12ページ　2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市宇曽山荘より北西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はヒマワリが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地で、ジャガイモを栽培します。農機具は耕運機を1台、草刈機を2台所有し、トラクターを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は3条同時申請分と併せて約33aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番得丸委員	中戸次と野津原は距離があると思いますが、通作時間はどのくらいでしょうか。
12番齊藤委員	30～40分かかります。
6番齊木委員	申請地は、受人の奥さんの実家ですので農機具もありますし、耕作は可能です。
議長	他にありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、県立大分東高等学校より東に約460mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定である。農機具は乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、畦塗機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約47a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番和田委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より西に約1.7km の距離に位置した農地であり、現地は甘夏、カボスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において露地野菜を栽培予定である。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機、運搬機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約44a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請地は、大分市立大東中学校より南西に約910mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はコンバインを2台、トラクター、田植機、乾燥機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約33a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ　農地法第4条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田中学校の西約500mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、貸資材置場として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田西中学校の北東約960mに位置する農地であり、現地の一部は既に宅地への進入路として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路用地として利用するものであるが、一部は既に転用済のため始末書提出済です。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である

	ため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に7ページ　農地法第5条許可申請　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立佐賀関小学校の南約1.3km に位置する農地であり、現地は既に駐車場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、加工販売・飲食業等を営む法人が駐車場として利用するものであるが、既に転用済のため、始末書提出済である。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。
13番平山委員	すみません。農地法3条の1番ですが、以前の3条許可を取消して、また同じ者同士で3条許可申請をすることについて、説明をお願いします。

事務局	以前3条申請し許可が出た農地について、譲受人の本業が忙しくなり耕作できなくなったため許可を取り消して、今後も譲渡人が耕作していくことになりました。また3ページの1番については、同じ者がその農地とは別に、新たに農地を譲り受けるということで3条許可の申請になっています。
議長	他になければ、第1号議案について採決します。第1号議案について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について農地法第3条申請は許可、許可処分の取消願については許可を取り消すこととし、農地法第4条及び5条許可申請は許可相当とします。 続きまして、8ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番　基盤強化法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校から南西に約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定新規就農者で申請地ではハウスでイチゴを栽培します。農機具はトラクター、管理機を各1台所有しています。契約成立後の経営面積は約70a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

9番阿部委員	3反すべてでイチゴを栽培するのですか。 就農して何年ですか。
3番筒井委員	3年目で、すべてイチゴを栽培します。
議長	他のありませんか。 なければ、9ページ　利用権設定　1番は加藤委員の案件となりますので、加藤委員は一旦退室をお願いします。 （加藤委員　退室）
議長	それでは、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市西部清掃事業所より西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では水稲、麦を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台、草刈機を3台、管理機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約79a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ　1番について採決します。本件について、承認する

	ことに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、9ページ　1番は承認することとします。 （加藤委員　着席）
議長	続きまして、10ページ　2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番秋吉委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より東へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理及び水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、認定農業者で申請地では飼料作物及び水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、ロールベーラ、メーカー、マニアスプレッダ、モア、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約184a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、11ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南市民センターの南に約150mの距離に位置した農

	地であり、現地はビニールハウスでニラが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、認定農業者で申請地ではビニールハウスを利用して野菜を栽培します。農機具はトラクター、移植機、堆肥散布機、管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約290a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
9番阿部委員	利用権設定をする方はニラ栽培をやめるのですか。
5番長尾委員	はい、そうです。
議長	他になければ、2番は阿部委員さんの案件となりますので、阿部委員さんは、一旦退室をお願いします。 （阿部委員さん　退室）
議長	では、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南公民館の北西に約750mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではニラを栽培します。農機具はトラクター、堆肥積機、堆肥散布機、防除機、マルチ機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約248a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、11ページ　2番について採決します。本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、11ページ　2番は承認することとします。 （阿部委員　着席）
議長	それでは、採決した9ページ1番及び11ページ2番を除く、第2号議案について採決します。第2号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、12ページからの　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田行政センターより南へ約１km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具は

	トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、トラックを各1台、草刈機を3台、乾燥機を2台所有している。利用権設定後の経営面積は約19a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の2番については第1号議案に関連して報告をいただいていますので、13ページ　1番について大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南公民館から北西に約650mの距離に位置した農地であり、現地はヒマワリが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は豊後大野市三重町に本店を置く新規就農法人で、申請地ではヒマワリとニンニクを栽培します。農機具はトラクターを1台、草刈機を2台借用します。利用権設定後の経営面積は約19a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南公民館から東に約150mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈ほどの草が伸びていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では露地野菜を栽培します。農機具はトラクターと管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約203a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、14ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立丹生小学校の南東に約650mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラを各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約47a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、2番について、坂ノ市地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校から南東に約200mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機、軽トラ、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約17a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3号議案について採決します。第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、15ページ　第4号議案　農業経営基盤強化法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議です。説明は事務局からお願いします。
事務局	まず15ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下戸次地区に位置した農地で

	あり、現地は耕起された状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は露地野菜を栽培する認定農業者です。申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約318a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 次に16ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は宮河内地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者です。申請地ではニラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約246a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第4号議案について採決します。第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 それでは、次に17ページ　第5号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より北東約400mの距離に位置した農地であ

	り、現地は宅地として利用されていました。状況としては、昭和54年頃より宅地として利用されていたということで、地区審議会で審議していただいたところ非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、事務局より報告をお願いします。
事務局	土地の表示、願人は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校より南約150mの距離に位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。状況としては、昭和60年頃より農道として利用されていたということで、地区審議会で審議していただいたところ非農地相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番得丸委員	農道も非農地にする必要があるのでしょうか。
事務局	農道は許可不要ですが、非農地とする場合には基準に沿って審議することになっています。 今回は地目変更を希望しており、法務局で地目変更する際に非農地証明が必要になりますので、そのための手続きになります。
議長	他になければ、18ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校の南東1.4km の距離に位置する農地であり、現地は竹林でした。状況としては、平成15年頃より耕作放棄による山林

	化で竹が生えている状況です。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、19ページ　1番について事務局より報告をお願いします。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、特別養護老人ホーム柞原の里より北東約250mの距離にある農地であり、現地は山林の状態でした。状況としては、平成元年頃より耕作放棄により山林化しおり、地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について事務局より報告をお願いします。
事務局	土地の表示、願人について議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立滝尾中学校より東約50mの距離に位置した農地であり、現地は農業用倉庫及び山林の状態でした。状況としては昭和55年頃に農業用倉庫を建て、平成2年頃より山林化となっています。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。第5号議案について非農地相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定とします。
議長	それでは、次に20ページ第6号議案　租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局より報告していください。
事務局	被相続人である方がお亡くなりになり、相続人である長男が相続したという内容で、納税猶予の適格者であることの証明願の申請です。現地調査報告です。三芳1171、1173はポンカン、1175-1、1176はミカン、1777-3、1778-5はカボス、1921はイチジク、ビワ、モモ、1921-2はポンカン、レモン。荏隈1845-2、1846-3、1849-263は青しそ。賀来1927-1は青しそ、ナス、エダマメ、1928-1はブロッコリー、キャベツ、ピーマン、賀来の上記以外は青しそが栽培されていました。地区審議会で審議していただいたところ、納税猶予の特例の適格者証明は相当であるとのご意見を頂いております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。第6号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第6号議案は承認します。 次の22ページからの第7号議案は報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは報告します。22ページから24ページにかけては、農地法第3条の3届出で、相続によって農地を取得したという届出が3件出ています。次に25ページから28ページは農地法第4条第1項第8号の届出で、市街化区域の農地を所有者が転用した届出が14件出ています。29ページから32ページにかけては、農地法第5条第1項第7号届出で、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用届が41件出ています。33ページ、34ページは、農地法第18条6項通知で戦前小作、または利用権設定の合意解約の届出が3件出ています。最後35ページ、36ページは、認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書が2件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	各地区審議会でもご説明いたしました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見書について、市農政課より要請がありましたので、定例総会での協議をお願いします。 主な変更点といたしましては、認定農業者の年間所得と農業経営の基本的指標である主要な営農類型の変更並びに農地利用集積円滑化事業（団体）に関する事項及び農地保有合理化法人に関する事項の削除でございます。 この基本構想案について、農業委員会としては意見なしで回答してよろしいでしょうか。

議長	事務局より説明がありましたが、意見なしで回答することに異議ありませんか。
委員一同	異議なし
議長	その他協議事項はありませんか。
事務局	ありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで第28回定例総会を閉会します。